

JA レーク滋賀・直売所ポイントカード会員規約

本規約は、JA レーク滋賀・直売所ポイントカード会員（以下「会員」という）と JA レーク滋賀（以下「当 JA」という）との間で、当 JA が会員の取引内容に応じて、当 JA 所定の基準で提供する当 JA 直売所ポイントサービスに関する取扱いを定めたものです。

ポイント会員への申し込みにあたっては、下記条項のほか、別途当 JA が定める各関連規程等が適用されることに同意したものとします。

（会員資格）

第1条 会員とは、個人および法人・その他任意団体で本規約を承認のうえ入会申込書を提出いただき、当 JA が承認した方を会員といたします。

（入会方法）

第2条 申込書に必要事項（住所、氏名、生年月日、電話番号等）をご記入いただき、ご本人がお申し込みいただくものとします。

（入会金及び年会費）

第3条 ポイントカードの入会金及び年会費は無料とします。

（ポイント）

第4条 ポイントは、ポイント会員の取引内容を当 JA 所定の基準でポイントに換算し、付与します。

2 ポイントは、当 JA がポイント付与対象として定めた項目のうち、ポイント ID に基づき集計します。ただし、一部の取引、またはカードの提示がない場合については、ポイント集計の対象外となる場合があります。

3 当 JA 所定のポイント換算基準と換算周期、付与対象となる項目及び利用条件は、当 JA で任意に変更できるものとし、軽微な変更は当 JA 所定のホームページに掲載することとし、その他については、店頭掲示により告知します。

4 ポイントの付与は会員入会以降の取引が対象となります。

5 ポイントの残高は当 JA 直売所で確認できます。

6 ポイントは、当 JA 所定の方法により、当 JA 直売所で利用できるクーポン券の交換に利用することができます。クーポン券の有効期限は、発行日から3か月とします。

7 ポイントの有効期限は、当該ポイントの付与日から起算して2年とします。

（届出事項の変更）

第5条 会員の住所、氏名、電話番号等の届出事項に変更がございましたら、すみやかに最寄りの当 JA 直売所へお申し出ください。

この届出の前に生じた損害について、当 JA は一切の責任を負いません。

2 お届出のあった住所宛に当 JA が通知または書類等を発送した場合は、到着しなかった時であっても、それにより生じた損害について、通常到着すべき時に到着したものとみなし、当 JA は一切の責任を負いません。

（ポイントカードの紛失・盗難・破損及び再発行）

第6条 ポイントカードの紛失・盗難は、当 JA はいかなる理由があろうとも一切の責任を負いません。

2 ポイントカードを紛失・盗難・破損された場合は、再発行の手続きが必要となりますので、当 JA 直売所へお申し出ください。

3 ポイントカードの再発行には、手数料がかかる場合があります。

（事故防止を目的とした本人確認）

第7条 ポイントのご利用ならびにポイントカード再発行の手続きに際して、不正取得による事故防止および不正使用防止を目的として、必要に応じて本人確認書類のご提示をお願いする場合があります。

（譲渡・質入等の禁止）

第8条 本契約に基づく会員の権利は、第三者への譲渡・質入・貸与等はできません。

（解約等）

第9条 会員の事情によりいつでも解約することができるものとします。ただし、当 JA に対する解約の通知は当 JA 所定の手続きによるものとします。また、解約後、ポイントは失効します。

2 当 JA の事情により本契約を解約したときは、郵送等で会員宛に通知いたします。解約によって生じた損害について、当 JA は一切の責任を負いません。

3 会員が次の各号に一つでも該当する場合は、当 JA はいつでも会員に通知することなく本契約を解約または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができるものとします。

(1) 会員が当 JA に対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合

(2) 会員の死亡を確認した場合

(3) 会員が本規約や当 JA との他の取引約定に違反した場合

(4) 住所変更の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって、当 JA において会員の所在が不明となった場合

(5) 会員に支払いの停止または破産もしくは民事再生手続き開始の申立てがあった場合

4 ポイントカードは、会員一人につき 1 枚としますが、複数あることが判明した場合、当 JA は任意のカードを残し、他のカードを解約できるものとします。

(反社会的勢力の排除)

第 10 条 会員が次の各号の一つでも該当する場合は、当 JA はいつでも会員に通知することなく本契約を解約または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができるものとします。

(1) 暴力団・暴力団員・暴力関係団体またはその関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力であること、もしくは関連あること、または反社会的勢力であったこと、もしくは関連があったことが判明したとき。

(2) 自らまたは第三者を利用して次の行為を行わないこと、および会員の資格を利用して第三者が次に該当する行為を行うことを容認しないことを確約するものとします。暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関しての脅迫的な言動または暴力を用いる行為、風説の流布、偽計もしくは威力を用いた当 JA の信用毀損、業務妨害行為。

(3) その他前各号に準ずる行為があったとき。

(免責事項)

第 11 条 災害・事変等当 JA の責めに帰すことのできない事由または、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、ポイントの取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当 JA は一切の責任を負いません。

2 前項において当 JA の責めに帰すべき事由がある場合、当 JA に故意または重大な過失がある場合を除き、予見可能性の有無にかかわらず、当 JA は一切の責任を負いません。

(ポイント内容の改廃及び規約の変更)

第 12 条 ポイントの内容は、当 JA の事情で変更することがあります。変更内容は、当 JA のホームページ、店頭掲示により告知します。

2 本規約は、当 JA の事情で変更することがあります。規約の変更日以降は変更後の規約に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当 JA は一切の責任を負いません。

(個人情報の取り扱いについて)

第 13 条 会員は申し込み時に以下について同意したものとします。

(1) 当 JA とポイントサービス運営にかかる下記の委託先が会員の個人情報について、保護措置を講じた上で相互に提供し、下記の目的に利用することとします。

【委託先】

全国農業協同組合連合会滋賀県本部、株式会社滋賀県農協電算センター、株式会社愛媛電算

【利用の目的】

①当 JA が委託先と連携して行うポイントの運営や研究・開発

②当 JA が取り扱う信用・共済・営農・購買等各事業と付随するその他の商品、サービスに関するご提案やご案内

③当 JA が発行するポイントカードの発行業務及びその発行可否の判断

④上記②に記載の商品やサービス等の提供に際して、当 JA が行う判断、各種リスクの把握及び管理

(2) 当 JA は、法令、裁判手続き、その他の法的手続き、または監督官庁により会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

(3) 当 JA は、本規約に基づくポイントサービスの業務を上記以外の第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取り扱いを委託します。

(準拠法・管轄)

第 14 条 本契約及び本契約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、大津地方裁判所を管轄裁判所とします。